出来事(2014年5月)

1. 食品添加物の新規指定

現在、6-apo-8'-カロテナール及びアドバンテーム(甘味料)、グルタミルバリルグリシン(調味料)のWTO通報がなされています。また、ポリビニルピロリドン、アスパラギナーゼ(Aspergillus niger ASP-72 株)、2,3-ジエチルピラジン、アンモニウムイソバレレート等の指定、ビオチンの使用基準の改正のための手続きが進められています。

尚、アドバンテームについては、米国 FDA でも承認されることとなり、5 月 19 日にパブリックコメントに入りました。(30 日間)

2. 未指定(未承認)食品添加物の流通

未承認・食品添加物「過酢酸製剤」の食品安全委員会の健康影響評価が、12月25日、1月21日、2月13日、3月13日についで4月17日にも行なわれましたが、完了しておりません。未承認食品添加物が未評価のまま流通するという異常事態が、1年間以上の長期に渡って継続することになります。(5月28日付けの厚生労働省の回答は、食品安全グローバルネットワークのホームページに掲載されます。)

3. 遺伝子組換え食品添加物

- ○安全性審査が終了し公表された遺伝子組換え食品及び添加物リスト (17品目、前月と変化なし) http://www.mhlw.go.jp/topics/idenshi/dl/list.pdf
- ○安全性審査が終了した遺伝子組換え食品及び添加物リスト プロテアーゼ1品目、ペプチダーゼ2品目 5月20日

(60品目、3品目追加) http://www.mhlw.go.jp/topics/idenshi/dl/list3.pdf

- ○安全性審査継続中の遺伝子組換え食品及び添加物リスト
 - (2品目、3品目減少) http://www.mhlw.go.jp/topics/idenshi/dl/list2.pdf
- ○組換え DNA 技術応用食品及び添加物の基準適合が確認された施設一覧

(1 施設 2 品目、前月と変化なし) http://www.mhlw.go.jp/topics/idenshi/dl/list4.pdf

- ◎遺伝子組換え食品の制度改正(制度確認)のための告示については、法令審査中とのことです。(5月22日の日本食品化学学会で、厚生労働省の担当課長の回答。)
- ©EUでは、約300の食用酵素が食品に使用されており、今後数年かけて評価が行われます。そのための説明が、5月27日にEFSA本部で実施されたようです。

http://www.efsa.europa.eu/en/press/news/140514.htm

- 4. 食品表示法の制定に向けて、消費者委員会食品表示部会
 - ①加工食品の表示に関する調査会 第6回調査会(5月14日) 第7回調査会は、6月5日に開催の予定

- ②生鮮食品・業務用食品の表示に関する調査会 第4回調査会(5月12日) 第7回調査会は、6月13日に開催の予定
- ③栄養成分表示に関する調査会 第5回調査会(5月29日) 第6回調査会は、6月12日に開催の予定
- ○固有記号:大幅に制限した上で、新たな固有記号の制度に作り替える。
- ○アレルゲン:代替表記等を大幅に整理・縮小する。
- ○モリブデンを栄養表示の対象とする。
- * これらは流動的ですので、最新情報を消費者庁のホームページ等でご確認下さい。
- 5. 食品の新たな機能性表示制度
- 5月30日、消費者庁は、「第6回 食品の新たな機能性表示制度に関する検討会」で、 食品の新たな機能性表示制度における機能性の表示の在り方についての対応方針(案) を示しました。
- 栄養機能食品制度及び特定保健用食品制度は、規制改革実施計画(平成 26 年 6 月 14 日閣議決定)を踏まえて、それぞれ存置することとする(廃止はしない。)。
- (消費者調査の結果を踏まえ、) 新制度における機能性表示は、国ではなく企業等の責任によって行われるものであるため、栄養機能食品及び特定保健用食品とは別の制度とする必要がある。
- 新制度における機能性表示に求められる科学的根拠の水準は、我が国の消費者の意向、 科学的な観点等を十分に踏まえることで、消費者の誤認を招くものではなく、消費者の 自主的かつ合理的な商品選択に資するものとする必要がある。
- 新制度においては、表示しようとする機能性について、
 - (1) 最終製品を用いたヒト試験による実証
 - (2) 適切な研究レビューによる実証 のいずれかを行うことを必須とする。
- 複数の保健機能成分についてそれぞれ機能性を表示しようとする場合は、成分ごとに 機能性を実証すればよいこととする。
- 企業による品質担保、機能性表示にかかる科学的評価等については、実効性を担保するためのモニタリングの実施、違反した場合の国の措置等が必要である。 (追加部分)
- 6. 食品の放射能問題

(原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に基づく食品の出荷制限)

- ① 今月の出荷制限の設定
 - 5月1日、栃木県那須塩原市で採取された野生のタラノメ
 - 5月7日、岩手県釜石市で採取された野生のワラビ 栃木県鹿沼市で採取された野生のゼンマイ
 - 5月14日、福島県天栄村で採取されたタケノコ

那須市、相馬市、広野町及び葛尾村で採取されたウド(野生のものに限る。) 広野町及び大玉村で採取されたゼンマイ(野生のものに限る。)

稲苗代町で産出されたタラノメ (野生のものに限る。)

葛尾村で採取されたワラビ

広野町で採取されたワラビ (野生のものに限る。)

- 5月15日、栃木県さくら市で採取された野生のタラノメ
- 5月19日、福島県川内村で産出されたウド(野生のものに限る。)
- 5月21日、長野県長野市及び軽井沢市で採取されたこしあぶら
- 5月28日、長野県中野市及び野沢温泉村で産出されたコシアブラ
- 5月30日、栃木県の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)において採捕されたイワナ(養殖により生産されたものを除く。)
- ② 出荷制限:福島県、青森県、岩手県、宮城県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県の一部の食材(5月30日現在)
- 7. GMO食品の表示の義務化(アメリカ合衆国)
- GMO (遺伝子組み換え) 食品の含有の有無の表示を独自に義務付けようとする動きが20 州以上で出ている (「注」に記載) 中で、本年4月に下院議員がGMO 食品の表示に関する統一的な枠組みを設ける法律案を公表したとのことです。また、中間選挙や各州の州知事選挙を2014年秋に控え、政府議会に働き掛けを強める生産者側と消費者側の駆け引きが活発化しているとのことです。
- (注) GMO 表示に関して独自に州法を検討しているとされる州は、ニューヨーク、ペンシルバニア、ニューハンプシャー、マサチューセッツ、ロードアイランド、ウェストバージニア、デラウェア、メリーランド、バーモント、テネシー、フロリダ、イリノイ、インディアナ、ミズーリ、アイオワ、ミネソタ、コロラド、ニューメキシコ、アリゾナ、ネバダ、オレゴン、ハワイ。(JETRO、5月29日付けより)

https://news.jetro.go.jp/jml/538553e2c6bb0

8. アルミニウムの摂取に関する調査研究(オーストラリア)

アルミニウムの摂取量について調査され、 $2\sim5$ 歳で暫定耐容週間摂取量(PTWI)を 少し超え、その主要因がケーキやビスケットであったとのことです。(2014 年 5 月 1 日) http://www.foodstandards.gov.au/publications/Documents/1778-FSANZ_AustDietStu dy-web.pdf (カラーで 148 ページ)

9. アワビの脱色に使用する添加物 (オーストラリア)

黒色のアワビをヒドロ亜硫酸ナトリウム(sodium hydrosulfite)で脱色し、缶詰にするとのことです。(5月16日に案文が公表され、6月27日までパブコメ。)

http://www.foodstandards.gov.au/code/applications/Documents/A1088-CFS.pdf

10. Johnson & Johnson が広告基準違反 (英国)

5月14日、ASA は、「ベネコール ヨーグルトドリンク」のテレビコマーシャルは、 消費者に適切な情報を伝えていないとして、広告基準違反とされました。

○ASA(広告基準局 、 Advertising Standards Authority)は、 広告内容の公正さと正確さを監視する英国の広告基準審査機関です。

http://www.asa.org.uk/Rulings/Adjudications/2014/5/Johnson-and-Johnson-Ltd/SHP_ADJ_242371.aspx

11. 男性研究者がげつ歯類にストレスを。

4月28日の「Nature Methods」に、男性に扱われたラットやマウスは、女性に扱われたときよりもストレスを受けるとする論文が掲載されたとのことです。

http://www.nature.com/news/male-researchers-stress-out-rodents-1.15106

12. 輸入食品の違反事例

- ・神栄株式会社が中国から輸入した「加熱後摂取冷凍食品(凍結直前未加熱):パパイヤスライス」のモニタリング検査で、安全性未審査遺伝子組換パパイヤ(PRSV-YK) 陽性による成分規格不適合とされ、廃棄・積戻し等が指示されました。
- ・有限会社海力がパナマから輸入した「冷凍切り身まぐろ:加熱加工用 (ホホ肉)」の自主検査で、指定外添加物である一酸化炭素 $620\,\mu$ g/kg が検出され、廃棄・積戻し等が指示されました。
- ・有限会社海平観光が韓国から輸入した「とうがらし」の命令検査で一律基準を超えたジフェノコナゾールの残留 (0.02ppm) が確認され、廃棄・積戻し等が指示されました。また、太平エーアンドエフ株式会社が中国から輸入した「加熱後摂取冷凍食品(凍結直前未加熱): わけぎ」のモニタリング検査で、一律基準を超えたジフェノコナゾールの残留 (0.03ppm) が確認され、廃棄・積戻し等が指示されました。さらに、株式会社タイオリエントがタイから輸入した「冷凍とうがらし」のモニタリング検査で、一律基準を超えたジフェノコナゾールの残留 (0.03ppm) が確認され、廃棄・積戻し等が指示されました。

*ジフェノコナゾールは、トリアゾール系殺菌剤です。4月も違反がありました。

(作成:2014年6月1日)